

東久留米市訓令乙第 2 4 号

東久留米市スポーツ健康都市宣言起草委員会設置要綱を次のように定める。

令和元年 9 月 2 0 日

東久留米市長 並 木 克 巳

東久留米市スポーツ健康都市宣言起草委員会設置要綱

(設置)

第 1 スポーツ健康都市宣言(以下「都市宣言」という。)の文案を起草するために、東久留米市スポーツ健康都市宣言起草委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 委員会は、都市宣言の文案を起草して、東久留米市長(以下「市長」という。)に報告する。

(構成)

第 3 委員会は、委員 8 人以内をもって構成する。

2 委員は、学識経験を有する者及びスポーツ又は健康づくりに関する公共的団体等の関係者のうちから、市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第 4 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により定める。

3 委員長は、委員会の会議を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(報償)

第 6 委員会の委員に対しては、職務の遂行に要する報償を予算の範囲内で支給する。

(庶務)

第 7 委員会の庶務は、企画経営室企画調整課において行う。

(委任)

第 8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定めるものとする。

付 則

この訓令は、令和元年 9 月 2 0 日から施行し、都市宣言を行う日をもってその効力を失う。